

2022年8月15日

各 位

株 式 会 社 オウケイウェイヴ
代 表 取 締 役 社 長 福 田 道 夫
(コード番号:3808 名証ネクスト)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 野 崎 正 徳
電 話 番 号 03-6823-4306

2回目となる当社株主に対する警告書の送付と 同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ

2022年8月12日付「当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」（以下「8月12日付お知らせ」といいます。）に記載のとおり、当社は、当社株主の杉浦元氏（以下「本株主」といいます。）に対して、同氏が違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為を行っていることから、警告書（以下「第1回警告書」といいます。）を送付し、併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、同氏が行う委任状勧誘行為について注意喚起をいたしました。

今般、当社は、本株主が、第1回警告書の送付にもかかわらず、新たに違法行為及び委任状勧誘規制の違法行為を重ねて行っている事実を確認いたしましたので、本日付で、本株主に対して、2回目となる警告書の送付を行うとともに、再度、併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、同氏が行う委任状勧誘行為について注意喚起をいたしますので、お知らせいたします。

なお、本株主が違法行為及び委任状勧誘規制の違法行為を繰り返し行っていることから、2022年8月25日開催の当社臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）を適法に成立させるために、本総会において議決権行使を行うことができる全ての株主に対して、議決権行使にあたり本株主の違法行為に対して注意喚起の書面を送付いたします。

記

1. 第1回警告書送付の経緯

8月12日付お知らせに記載のとおり、本株主は、2022年8月4日に、「オンライン説明会開催についてのお知らせ」というウェブページ（以下「本ウェブページ」といいます。）を公開しておりますが、同ページにおいて、オンライン説明会を実施する旨と、当該説明会で使用する説明資料「株式会社オウケイウェイヴ再建・再生のために」（以下「本件文書①」といいます。）を公開しておりました。

本件文書①では、本株主は自己への委任状の提出を勧誘するとともに、「株式会社オウケイウェイヴの取締役らがRaging Bull合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」（10頁）などと記載し、その前の9頁において、Raging Bull合同会社（以下「RB社」といいます。）から当社の取締役である野崎取締役に対して矢印を引き「資金流入疑惑」と記載しておりましたが、これに対し、当社は、第1回警告書を送付し、RB社から当社の取締役である野崎取締役への「資金流入」など全くの事実無根の記載であり、かつ、本株主は確実な資

料・根拠もなく一般株主をして野崎取締役が「横領」などという刑法上の犯罪行為を犯したかのように誤認させる記載を行っており、このことは違法な名誉毀損行為に該当する可能性があること、かつ、金融商品取引法施行令第36条の4の「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。」との委任状勧誘規制に違反していることを指摘し、直ちに本ウェブページから本件文書①中の上記該当箇所の削除を求めるとともに、上記該当箇所の記載のある本件文書を利用したオンライン説明会の実施をしないこと、及び、上記該当箇所の記載のある本件文書①を利用した委任状勧誘を行うことがないよう請求しました。

2. 本株主による記載変更及び送付文書

(1) 本ウェブページでの記載の変更

当社は、本株主が第1回警告書を受領後、2022年8月13日には、本件文書①中の上記該当箇所を変更して、変更後の文書（以下「本件文書②」といいます。）を本ウェブページでインターネット公開していることを確認いたしました。しかし、その変更後の記載内容は、以下のとおり、新たに事実無根の虚偽の事実を断定的に記載したものとなっております。

すなわち、本株主は、本件文書②において、「株式会社オウケイウェイヴの取締役らがRaging Bull合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」（12頁。本件文書①の10頁に該当する部分）などの記載は変更せずに本件文書①の記載を維持するとともに、その前の11頁（本件文書①の9頁に該当する部分）の図・字句には訂正を加え、RB社と当社の取締役である野崎取締役の間には双方向の矢印を引き「資金流入疑惑」との文言を抹消して新たに「個人メール」と記載しましたが、RB社から矢印が引かれ「資金流入」との記載がある廣瀬氏（社外取締役）と当社の取締役である野崎取締役の間に、新たに双方向の矢印を引いたうえRB社・廣瀬氏・野崎氏の中央に「三者間で回す」との記載を加える変更をして新たに説明会資料として本ウェブページでインターネット上に公開しました。

また、当社は、本日、本株主が、本件文書②の上記該当箇所を再度変更して、RB社・廣瀬氏・野崎氏の中央に「三者間で回す」と記載していた部分を削除し、変更後の文書（以下「本件文書③」といいます。）を本ウェブページでインターネット公開していることを確認しましたが、本件文書③においても、本株主は「株式会社オウケイウェイヴの取締役らがRaging Bull合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」などの記載は変更せずに維持しております。

(2) 本株主が委任状用紙とともに送付した文書

さらに、当社は、本日、本株主が、多数の当社株主に対して、委任状勧誘行為の一環として、本株主を代理人と指定する委任状とともに2022年8月吉日付「株式会社オウケイウェイヴ臨時株主総会における議決権の代理行使のお願い」と題した文書（以下「本件文書④」といいます。）及び、「～ 私共が株主提案をした理由等について～」と題した文書（以下「本件文書⑤」といいます。）を送付している事実を確認いたしました。

本件文書④では、「オウケイウェイヴの取締役らがRB社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」（2頁）と記載し、その後で「野崎正徳氏がわざわざ会社のメールアドレスではなく、個人のメールアドレスを利用して、RB社関係者と本投資実行に関するやりとりをしていたことからすると、当初から本投資にやましい点があったとしか考えられず」（2

頁)と赤字で下線を引き強調して記載しています。また、「オウケイウェイヴの取締役らがR B社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態であり、その責任は極めて重大なものと言えます」(4頁)などと記載しています。

本件文書⑤では、「オウケイウェイヴの取締役らがR B社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」(3頁)と記載し、その後で「野崎正徳氏がわざわざ会社のメールアドレスではなく、個人のメールアドレスを利用して、R B社関係者と本投資実行に関するやりとりをしていたことからすると、当初から本投資にやましい点があったとしか考えられず」(3頁)と記載しています。

3. 本件文書②③④⑤について

(1) 名誉毀損

しかし、本件文書①を変更した本件文書②の上記(1)の記載は、当社の取締役である野崎取締役について、R B社から廣瀬氏に「資金流入」があり、この資金を廣瀬氏・野崎取締役・R B社の「三者間で回す」関係にあったと断定的に表現する内容であり、全くの事実無根の記載であり、かつ、本株主は確実な資料・根拠もなく一般株主をして野崎取締役が「横領」などという刑法上の犯罪行為を犯したかのように誤認させる記載をしております。

本件文書③においても、「横領」の記載部分は削除されておられません。

また、本件文書④及び本件文書⑤の上記(2)の記載は、R B社から当社の取締役である野崎取締役が個人のメールアドレスを利用してやりとりをしていることだけをもって、本株主は確実な資料・根拠もなく一般株主をして野崎取締役が「横領」などという刑法上の犯罪行為を犯したかのように誤認させる記載をしております。

以上の行為は、違法な名誉毀損行為に該当する可能性があると思料しております

(2) 委任状勧誘規制違反

さらに、本件文書②③④⑤は本株主による委任状勧誘に用いられている文書であるところ、前述のとおり極めて重要な事実虚偽の記載があるため、本件文書②③④⑤による委任状勧誘は、金融商品取引法施行令第36条の4の「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権行使の勧誘を行ってはならない。」との委任状勧誘規制に違反しています。

4. 第2回警告書の送付

本日、本株主の代理人弁護士から当社の代理人弁護士に送付されたFAXによれば、本株主は、本件文書①の記載に関し「本ウェブページで公開している本件文書につき、野崎取締役への上記コメント及び同取締役に向けた矢印を削除するとともに、オンライン説明会においてもこの点について言及しないことします。」としておりますが、その理由については「徒にこの点に関する紛争を拡大・継続させることは本意ではありませんので」とし、本株主は本件文書①の記載については「違法な名誉毀損行為に該当しない」との回答をしております。

以上のことから、当社は、本日、本株主に対して、直ちに本件文書②③④⑤の訂正をインターネットにおいて掲載し、かつ、このような事実反する記載が行われた理由及び訂正の理由を掲載すること、本件文書①②③それぞれの文書を説明会資料として利用して開催したオンライン説明会の日時及び参加者数を明らかにすること、本件文書④⑤を送付した当社株主に対して訂正文書を送付すること(当社は、被害回復のため、本株主が本件文書を当社株主の誰に対して送付し

ているのか把握できておりませんので、それについても情報開示を求めます。) 、並びに、上記該当箇所の記載のある本件文書を利用した委任状勧誘を行うことがないよう請求する警告書を送付いたしました。また、委任状勧誘行為の一環である本件文書①について、本株主の委任状勧誘規制の遵守状況を確認するため、同文書のインターネット公開日を明らかにし、かかる委任状勧誘行為を行うに先立って又は同時に必要となる株主への委任状用紙及び委任状勧誘参考書類の交付の有無及びその交付時期、並びに、関東財務局への委任状用紙及び委任状勧誘参考書類の写しの提出時期を明らかにすることを求めました。

本株主に対する警告書の送付は2回目となります。当社としては、本総会における株主意思確認が、このような本株主の違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為によって、正しく反映されないことを誠に遺憾に思います。

5. 当社株主の皆様へ

前記1の理由から、当社は、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、本株主が行う委任状勧誘行為について2回目の注意喚起をいたします。

なお、本株主が本件文書②③④⑤を用いて委任状勧誘を行い続け、当社株主の皆様が投票行動に重大な影響が出た場合、本総会の株主総会決議が取消になる可能性があり、当社の企業経営に損失が発生する可能性があります。

6. 今後について

当社が送付した警告書に本株主が従わない場合は、名誉毀損行為については捜査機関に対して相談いたします。本総会の手続きについては、当社は、継続して、本株主に適法な手続きを履践するように求めてまいります。

以 上